

監査結果に係る措置状況報告書  
(令和7年5月)

邑南町監査委員

令和7年1月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

| 監 査 意 見  | 措 置 状 況   |
|--|---|
| <p><b>1.町税・使用料・負担金の未収金の状況</b><br/> <b>【指示事項】</b><br/>           ・債務者の実情を調査、時効消滅に留意するなどして引き続き徴収に向け努力されたい。</p> <p style="text-align: right;">(関係課)</p> | <p><b>【財務課 令和7年4月追記】</b><br/>           ・過年度未収金について、債権管理条例に基づき共有できる情報は共有し、納税者の状況等を確認しながら滞納整理に努めているところ<br/>           今年度も「破産手続廃止決定」「相続放棄」のあったものについては不納欠損処理を行う予定です。<br/>           過年度未収金は時効消滅に留意した徴収に努めるとともに、現年分の滞納整理にも努め過年度未収金を増やさないよう努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">判断基準(1)</p> <p><b>【水道課 R7年4月追記】</b><br/>           ・過年度未収金については、水道課と各支所で情報を共有し、滞納整理に努めているところ<br/>           現年度未収金については、給水条例に基づき、給水停止手続等により、未収金を増やさないよう努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">判断基準(1)</p> <p><b>【情報みらい創造課 R7年4月追記】</b><br/>           過年度未収金の徴収に努めるとともに、現年分の滞納整理にも毎月債務者の実情把握と徴収に努め、過年度未収金を増やさないよう努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">判断基準(1)</p> |
| <p><b>2.業務委託契約の執行状況調査</b><br/> <b>【指摘事項】</b><br/>           ・委託業務名：令和6年度 おーなんアグサポ隊研修業務委託については、6年4月1日を入札としているが、1月20日の監査日時点では、事前執行伺い、契約事務の執</p>        | <p><b>【産業支援課 令和7年5月追記】</b><br/>           ・当該委託業務については、契約及び契約額の支払事務が遅滞していたため、契約先にも説明・謝罪の後、事務処理の上1月22日に契約完了を確認し、同月末には契約額の支払の完了も確認しました。</p>   |

行がされていない。

(産業支援課)

**【指示事項】**

- ・係る業務の執行を早期に行い、委託業務を適正に執行されたい。

(産業支援課)

**3.町が出資する団体の決算状況調査**

**【指摘事項】**

- ・社会福祉法人 おおなん福祉会については、令和4年度決算審査において出資対象外の法人であることが判明しており、定期監査における監査対象団体等から除外したが、監査日時点では投資その他資産として固定資産に計上されたままとなっており、適正な処理を求める。

(財務課)

**【指示事項】**

- ・おおなんきらりエネルギー株式会社については、地方自治法199条第7項に定める出資金の1/4以上を出資する団体で、設立以降事業収益が過少の状況が続いており、引き続き事業運営における財務状況は注視が求められる。

(地域みらい課)

**4.定期監査、決算審査等における懸案、指摘事項等に関する措置状況調査**

**①「おおなん福祉会」への出資金に関する件**

・また、今後の契約や予算執行状況点検など事務執行遅滞の再発防止策を徹底することについて、当事者・関係者のみでなく課内においても再確認しました。

**判断基準(1)**

**【財務課、出納室 令和7年4月追記】**

・令和7年3月議会定例会に「権利の放棄」の議案を提出し、令和7年3月17日に議決済みです。決算附属資料の整理については、令和6年度決算において、出資による権利から500万円減額し、0円とし、削除することとしています。また、公会計上の資産の整理については、純資産変動計算書及び貸借対照表から直接減少させることとなりますが、具体的には、令和6年度決算において、純資産変動計算書の無償所管換等を500万円減額、貸借対照表の出資金を500万円減額し対応します。

**判断基準(1)**

**【地域みらい課 令和7年4月追記】**

おおなんきらりエネルギー株式会社から令和7年3月28日に経営改善計画書が提出され、基本方針として令和7年度から電力小売事業を開始することで売上の拡大を図り、PPAによる設備については、長期のリース契約により資金繰りの安定を図る計画が示されている。これにより、令和8年度から単年度収支は黒字に転換する見込みである。今後も経営改善計画書の着実な実施を求めるとともに、経営状況を注視し、業務支援を継続する。

**判断基準(2)**

**【財務課、出納室 令和7年4月追記】**

・令和7年3月議会定例会に「権利の放棄」の議案を提出し、令和7年3月17日に議決済

**【指摘事項】**

・本件は、旧羽須美村で自治法上考えられない、社会福祉法人に対し出資金として支出し、合併以降も今日まで同法人からは証明書を徴求して、決算資料の財産に関する調書にも出資金として計上し、形式的には返還を受ける権利を有する出資金と同様の取り扱いを続けている。更に、公会計に移行後は、固定資産に計上しながら、本件の処理方針を議案とせず、議会への説明後、事務的に一覧表から削除するとしているが、権利ではないものを20年以上の長期にわたり、権利として取り扱ってきた執行部の責任は、単に財産に関する調書（一覧表）から事務的な削除に止める事案では無い。町民の代表である議会に正しく説明する責任上、権利放棄の議決を経るべきである。

（財務課）

みです。決算附属資料の整理については、令和6年度決算において、出資による権利から500万円減額し、0円とし、削除することとしています。また、公会計上の資産の整理については、純資産変動計算書及び貸借対照表から直接減少させることとなりますが、具体的には、令和6年度決算において、純資産変動計算書の無償所管換等を500万円減額、貸借対照表の出資金を500万円減額し対応します。

判断基準（1）

※注釈：地方自治法199条第14項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

令和6年6月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

| 監 査 意 見   | 措 置 状 況  |
|---|--|
| <p><b>1.業務委託契約の執行状況調査</b></p> <p><b>【指示事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童健全育成事業において、8受託者ごとに概算払いがされている委託契約書の額と収支決算書による委託額との差異が生じている。これにより返還が生じているがこの通知がされてなく、会計上の納入通知書のみとなっているので最終確定行為は必要ないか。また変更契約書は必要ないか。<br/>(医療福祉政策課)</li> </ul> | <p><b>【医療福祉政策課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度より邑南町建設工事執行規則に準じ、委託額の変更が見込まれた場合は、委託変更契約を行い、返還が生じる場合は納入通知書にあわせ返還の通知行為を行うよう改善します。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>判断基準（2）</b></p> <p><b>【医療福祉政策課 令和7年4月追記】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終確定行為は行います。変更契約書については、委託料を概算払いにより支給し、過不足を精算するよう委託契約書を見直すことにします。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>判断基準（2）</b></p> |

※注釈：地方自治法199条第14項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

令和6年1月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

| 監 査 意 見  | 措 置 状 況   |
|--|---|
| <p><b>2.町所管公用車の管理状況調査</b></p> <p><b>【指示事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 邑南町公用車管理規則<br/>(平成16年10月1日規則第8号) について、様式等現状に合わせ改正されたい。<br/>(資産経営課)</li> <li>・ 使用されていない公用車については積極的に廃車手続きをされたい。<br/>(資産経営課)</li> </ul> <p><b>3.町が出資する団体の決算状況調査</b></p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人おおなん福祉会については、令和4年度決算審査において出資対象外の法人であることが判明しており、定期監査における監査対象団体等から除外したが、監査日時点では投資その他資産のままとなっており、適正な処理を求める。<br/>(財務課)</li> </ul> | <p><b>【資産経営課 令和7年4月追記】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用車管理規則は、令和7年4月1日付けで現状に併せ改正済。<br/><b>判断基準(1)</b></li> </ul> <p><b>【資産経営課 令和7年4月追記】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年度より、公用車は資産経営課で一元管理を行い、7年度中に3台減らす予定。7年度の使用状況にて適正台数の判断を行う。<br/><b>判断基準(1)</b></li> </ul> <p><b>【財務課 令和6年6月追記】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人おおなん福祉会については、議会に対して、第1回目の報告を行った。今年度中に出資による権利についての整理を行うこととしている。<br/><b>判断基準(2)</b></li> </ul> <p><b>【財務課 令和6年10月追記】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人おおなん福祉会については、議会に対して、第2回目の報告を行い、債権債務の関係が無いこと及び事務処理で対応することを説明した。6年度決算において、出資による権利から500万円減額し、0円とし、削除することとしている。<br/><b>判断基準(2)</b></li> </ul> <p><b>【財務課、出納室 令和7年4月追記】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年3月議会定例会に「権利の放棄」の議案を提出し、令和7年3月17日に議決済みです。決算附属資料の整理については、令和6年度決算において、出資による権利から500万円減額し、0円とし、削除することとしています。また、公会計上の資産の整理については、純資産変動計算書及び貸借対照表から</li> </ul> |

**【指示事項】**

- ・ 合同会社アグリサポートおーなんについては、地方自治法第199条第7項に定める出資金の1/4以上を出資する団体で、決算書における監査の着眼点の項目については適正であったが、出資金の約93%を占める本町の現物出資の評価等については、試査による監査では出資金額の適否の確認は出来ないが、可能な限りの出資金の評価について精査が求められる。

(産業支援課)

**4. 定期監査、決算審査等における懸案、指摘事項等に関する措置状況調査**

**【指摘事項】**

- ・ 過去の出資は「寄付金」または「補助金」的な扱いと考えて、権利が残る「出資金」という財産は適当でないため消滅させる等、適正な措置を求める。

(財務課)

直接減少させることとなりますが、具体的には、令和6年度決算において、純資産変動計算書の無償所管換等を500万円減額、貸借対照表の出資金を500万円減額し対応します。

**判断基準(1)**

**【産業支援課 令和6年6月追記】**

- ・ 合同会社は、持分会社であり出資者の全員が有限責任となります。有限責任は出資金の範囲内において責任を負うこととなっています。

**判断基準(3)**

**【産業支援課 令和7年5月追記】**

- ・ 令和7年1月定期監査までは、現物出資であるとの説明をしていたが、その後の調査で、平成29年9月19日付で「一般社団法人」アグリサポートおーなんから、法人解散に伴う残余財産贈与金44,018,331円の振込があり、同日付で「合同会社」アグリサポートおーなんへ町から同額を出資金として支出していたことが確認されたことにより、町からの出資は、実際は現物ではなく、現金であることが判明しましたので、現時点では現物出資の評価等は要しない状況です。

**判断基準(1)**

**【財務課 令和6年6月追記】**

- ・ 社会福祉法人おおなん福祉会については、議会に対して、第1回目の報告を行った。今年度中に出資による権利についての整理を行うこととしている。

**判断基準(2)**

**【財務課 令和6年10月追記】**

- ・ 社会福祉法人おおなん福祉会については、議会に対して、第2回目の報告を行い、債権債務の関係が無いこと及び事務処理で対応することを説明した。6年度決算において、出資に

|   |   |
|---|---|
| <p>5.公有財産における管理事務体制</p> <p><b>【指示事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公有財産における管理事務体制について、早急に関係課で協議を進め、体制を構築すること。</li> </ul> <p>(総務課・財務課・建設課)</p> | <p>よる権利から500万円減額し、0円とし、削除することとしている。</p> <p><b>判断基準(2)</b></p> <p><b>【財務課、出納室 令和7年4月追記】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年3月議会定例会に「権利の放棄」の議案を提出し、令和7年3月17日に議決済みです。決算附属資料の整理については、令和6年度決算において、出資による権利から500万円減額し、0円とし、削除することとしています。また、公会計上の資産の整理については、純資産変動計算書及び貸借対照表から直接減少させることとなりますが、具体的には、令和6年度決算において、純資産変動計算書の無償所管換等を500万円減額、貸借対照表の出資金を500万円減額し対応します。</li> </ul> <p><b>判断基準(1)</b></p> <p><b>【財務課 令和6年6月追記】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度に、資産経営課が設置された。資産経営課、財務課で調整し、固定資産台帳と公有財産台帳の整合性を図り、令和7年度からシステム導入をすることも検討し、一元管理を行なう。</li> </ul> <p><b>判断基準(2)</b></p> <p><b>【資産経営課 令和7年4月追記】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7年4月より財務課事務である公会計に係る固定資産台帳管理が資産経営課に移管され、公有財産に関する業務は資産経営課に集約。財産台帳と固定資産台帳は統一済。</li> </ul> <p><b>判断基準(1)</b></p> |
|---|---|

※注釈：地方自治法199条第14項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

令和5年6月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

| 監 査 意 見  | 措 置 状 況   |
|--|---|
| <p><b>1.公有財産である土地、建物の現況調査</b><br/> <b>【指摘事項】</b><br/>           ・借受けている土地の第三者への転貸について早急に善処されたい（3事案5契約書）<br/>           （建設課・総務課・資産経営課）</p> <p>・長年未利用の財産について、様々な経過、理由があるが、ホームページ等で売却処分等の広報はされているものの、できるだけ早期の処分を望む。<br/>           （総務課・産業支援課）</p> | <p><b>【資産経営課 令和7年4月追記】</b><br/>           ・河原城住宅敷地<br/>           土地の売却も考慮した地権者、利用者間での契約となるよう現在調整中。</p> <p>・町西駐車場(2筆)<br/>           7年度中の解消に向け努力する。<br/> <b>判断基準（3）</b></p> <p><b>【資産経営課 令和7年4月追記】</b><br/>           ・未利用資産は背景が様々であり、早期解消は難しいが、7年度より、資産経営課判断で利用可能、売却可能の判断ができた資産については入札による売り払いを行う。令和7年度第2四半期あたりで、3件の入札を実施する予定。<br/> <b>判断基準（1）</b></p> |

※注釈：地方自治法199条第14項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

令和5年2月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

| 監 査 意 見   | 措 置 状 況  |
|---|--|
| <p><b>3.町が出資している町内所在団体の決算状況調査</b></p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人おおなん福祉会に対する邑南町からの出資金について、同法人の経理上の扱いと、邑南町の公有財産について調査検討され報告されたい。</li> </ul> <p>(財務課)</p> | <p><b>【財務課 令和6年6月追記】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人おおなん福祉会については、議会に対して、第1回目の報告を行った。今年度中に出資による権利についての整理を行うこととしている。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>判断基準 (2)</b></p> <p><b>【財務課 令和6年10月追記】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人おおなん福祉会については、議会に対して、第2回目の報告を行い、債権債務の関係が無いこと及び事務処理で対応することを説明した。6年度決算において、出資による権利から500万円減額し、0円とし、削除することとしている。(財務課)</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>判断基準 (2)</b></p> <p><b>【財務課、出納室 令和7年4月追記】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年3月議会定例会に「権利の放棄」の議案を提出し、令和7年3月17日に議決済みです。決算附属資料の整理については、令和6年度決算において、出資による権利から500万円減額し、0円とし、削除することとしています。また、公会計上の資産の整理については、純資産変動計算書及び貸借対照表から直接減少させることとなりますが、具体的には、令和6年度決算において、純資産変動計算書の無償所管換等を500万円減額、貸借対照表の出資金を500万円減額し対応します。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>判断基準 (1)</b></p> |

※注釈：地方自治法199条第14項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

令和3年6月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

| 監 査 意 見  | 措 置 状 況   |
|--|---|
| <p><b>2.指定管理者制度の契約事務執行状況</b></p> <p><b>【指示事項】</b></p> <p>・指定管理料を払っている施設、払っていない施設、納付金のある施設、ない施設、納付金の規定はあるが徴収していない施設、施設関係部門で欠損が出ているが団体の他部門で補填している等、多様なケースが存在する。それぞれ状況は異なるが、協定締結に最低限の統一した考え方は検討できないか。数年同額の指定管理料の施設もある。指定管理者制度が目指すところは、公募して複数の応募があつてメリットもあると思うが、地域の実情で一団体しか応募がない場合はより基準が必要と考える。公共施設等総合管理計画が定めである中で、施設の必要性を含め検討を望む。</p> | <p><b>【総務課 令和5年2月追記】</b></p> <p>①公共施設等総合管理計画にあるとおり、将来に渡って現状の公共施設の全てを保有・維持していくことは到底不可能であり、施設の集約、廃止等を検討が必要となっています。施設の設置目的も様々であり、指定管理の態様も様々です。施設利用者が一部方々に限られる施設は、引き続き地元への譲渡等の検討を進めます。縮減の対象としない施設については、今後の施設のあり方を踏まえ、指定管理のあり方についても検討していきます。</p> <p style="text-align: right;"><b>判断基準(2)</b></p> <p><b>【資産経営課 令和7年4月追記】</b></p> <p>・資産経営課にて統一基準を作成中。</p> <p style="text-align: right;"><b>判断基準(2)</b></p> |

※注釈：地方自治法199条第14項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

平成31年1月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

| 監 査 意 見  | 措 置 状 況  |
|--|--|
| <p>1.工事請負、業務委託、備品購入の契約並びに事務事業の執行状況</p> <p>【指示事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約事務においては、一般競争入札が原則となっているが、比較的安易に随意契約がなされている。また随契でも、特命随契以外はなるべく2社以上から見積書を徴しなければならないこととなっているが取られているケースが少ない。職員に対して「契約・入札実務研修」が行われていることを評価するが、正しい契約事務についてさらに徹底されたい。</li> </ul> | <p>【総務課】</p> <p>①随意契約はあくまで入札の特例であり、地方自治法施行令第167条の2に則り適切に対応するよう全ての職員に対して「契約・入札実務研修」を通じて詳しく指導しているが、未だ全ての職員の受講ができていない。所管課において正しい事務を課員に指導するためにも、先ずは、管理職を中心に研修を行い、正しく適正な入札・契約事務が執行できる体制を目指します。</p> <p style="text-align: right;"><b>判断基準(2)</b></p> <p>【資産経営課 令和7年4月追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7年度より契約内容をHPにて公表を行う。併せ、適正事務を行うよう職員への指導。要項・規則の整備を行う。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>判断基準(2)</b></p> |

※注釈：地方自治法199条第14項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

## 定期監査における「指摘事項」等に関する判断基準

### ※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

### ※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

### ※3 意見

「地方自治法第199条第10項」の組織及び運営の合理化に資するための意見として扱う

## 「監査意見等に対する措置状況」に対する判断基準

- (1) 効果的な改善措置が講じられたことを評価し、一層の推進を期待
- (2) 改善措置に向けて具体的に着手されており、今後の状況を見守る
- (3) 改善措置がまだ不十分で引き続き改善を進められたい